

館山市移住相談業務委託
プロポーザル実施要領

令和6年1月

館山市 経済観光部雇用商工課

「館山市移住相談業務委託」プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、館山市（以下「本市」という）が「館山市移住相談業務委託」の受託者（以下「受託者」という。）を公募型プロポーザル方式により審査し契約を行うための必要な手続き等について必要な事項を定めるものである。

提案の基本要件は「館山市移住相談業務委託仕様書」に基づくものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名称

館山市移住相談業務委託

(2) 業務内容

別紙「館山市移住相談業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載の内容とする。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額（消費税相当額含む）

金 13,500,000円

なお、各年度の上限額は4,500,000円（消費税相当額含む）とする。

ただし、この金額は企画提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。また、上記提案上限額を超えてはならない。

3 事務局

〒294-0036

千葉県館山市館山1564-1

館山市経済観光部雇用商工課

雇用定住係 担当：八木・並木

TEL 0470-22-3136 FAX 0470-24-2404

電子メール：shoukan@city.tateyama.chiba.jp

4 参加資格

参加する事業所は単独企業体とし、以下のすべての条件を満たしていること。

- (1) 館山市入札参加適格者名簿に登載されている者又は登録を予定している者
- (2) 館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けていない者
- (3) 館山市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者のほか、次のいずれにも該当しない者

- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- ② 対象業務の入札日前6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

5 業者審査スケジュール

業者審査等に関するスケジュールは次のとおりとする。

内 容	期 日
事業公告	令和6年1月9日(火)
参加申請書（企画提案書）受付期間	令和6年1月9日(火)～ 令和6年2月9日(金)
質問受付期限	令和6年1月31日(水)
質問回答期限	令和6年2月2日(金)
参加資格確認結果通知	令和6年2月15日(木)まで
プレゼンテーション審査	令和6年2月19日(月) 予定
結果通知	令和6年2月22日(木) 予定

6 参加申請等

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加申請書等を提出すること。

参加申請を行った者に対しては、参加資格確認終了後、次により参加資格確認結果通知書を交付する。

なお、次項に記載する提出期間内に参加申請書等を提出しない者又は審査の結果参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することはできない。

(1) 提出期限

令和6年2月9日(金) 午後5時まで(必着)

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに各1部提出すること。

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）

※館山市入札参加適格者名簿に未登載の者は以下の書類を会社概要書に添付すること

- a 法人の場合、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- b 個人の場合、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- c 印鑑証明書
- d 納税証明書（国税）
 - ・ 法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
 - ・ 個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）

- e 納税証明書（千葉県税）
 - ・千葉県内に事業所を有する場合、千葉県税の完納証明書（納税証明書その2）
- f 市税等完納証明願（館山市に納税義務がある場合）
- g 財務諸表

(3) 提出先及び提出方法

館山市経済観光部雇用商工課雇用定住係あて 持参又は書留郵便

(4) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和6年2月15日（木）を期限とし、ファックス又は電子メールにて通知する。

(5) 参加資格の喪失

参加資格確認結果の通知後、契約締結までの間において、通知を受けた者が次のいずれかに該当する場合には、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。

- ① 前記の資格要件を満たさなくなったとき
- ② 参加申請書等に虚偽の記載をしたとき

7 提案書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和6年2月9日（金） 午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

下記書類を提出期限までに提出すること。

① 企画提案書

部数 7部（代表者印押印の原本1部、他6部）

- 書式は自由だが、A4判での作成とする。ただし、図などはA3判を折り込んでも構わない。なお、過剰な添付書類は極力避けること。
- 表紙・目次を除く各ページにページ番号を記入すること。
- 業務スケジュールについての記載をすること。
- 審査の公平性、透明性等を確保するため、企画提案書については社名等を原本（1部）にのみ記載し、他の6部には社名等を表示しないこと。

② 提案価格書（様式第3号） 1部

- 代表者印押印の上、封入封緘押印のこと。

なお、上記の提出物については返却しない。

(3) 提出先及び提出方法

館山市経済観光部雇用商工課雇用定住係あて 持参又は書留郵便

8 質疑応答及び説明会

(1) 質疑について

本プロポーザルに関する質問は、次により行うこと。

- ① 電子メールにより、質問書を提出すること。
- ② 他の方法による質問書は一切受け付けない。

③ 質問書は様式第4号に従い作成し、質問箇所及び内容をわかりやすく記載すること。

④ 電子メール送付先 館山市経済観光部雇用商工課

アドレス shoukan@city.tateyama.chiba.jp

件名は「館山市移住相談業務委託に係る質問」とすること

⑤ 受付期限 令和6年1月31日（水）午後5時まで（必着）

⑥ 回答方法 館山市ホームページで随時公開

(2) 説明会について

本プロポーザルについて本市からの説明会は開催しない。

9 審査方法及び審査基準

提出書類等の審査は、別添「館山市移住相談業務委託提案評価基準」に基づき、審査委員会（以下「委員会」という。）においてプレゼンテーション審査を行い、提案内容を公平かつ客観的に評価する。

プレゼンテーションの時間は1者につき、概ね20分間とし、10分間の質疑応答時間を設ける。なお、プレゼンテーションの順番は、提案書等の提出順とする。

10 最優秀提案者の決定等

(1) プレゼンテーション審査終了後、委員会において、提案書による評価と価格を総合的に審査し、一定の水準以上を満たした者を優秀提案者とする。なお、評価の方法は別添「館山市移住相談業務委託提案評価方式」による。

(2) 得点上位の優秀提案者から順位付けをし、第1位の者を最優秀提案者とする。

(3) 得点が同点の場合は、くじ引きにより順位を決定する。

(4) 審査結果については、全てのプレゼンテーション審査参加者に通知する。

(5) 企画提案方式による契約予定者の審査における公正性及び透明性を高めるため、市ホームページに結果（参加者名及び評価点）を公表するものとする。

11 契約に関する事項

(1) 委員会において、選考された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務委託契約の締結交渉を行う。なお、優先交渉権者の提出した提案価格書に記載された金額を超える金額での契約は締結しない。また、特別な理由により最優秀提案者と契約締結ができない場合は、他の優秀提案者のうち、10(2)で付けた順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した者を本市は受託者と決定する。

(2) 契約書の作成

本市と受託者で協議した上で契約書を作成する。

(3) 支払いの条件

① 支払い方法は、本市と受託者が協議の上で、契約書で定める。

② 支払いは、契約書に基づいて支払う。

(4) その他契約に関する事項

契約時における仕様は、提案書に記載されている事項とするが、本市と受託者との協議に

より、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

12 その他

- (1) 本プロポーザル参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 審査の内容についての問合せには一切応じないものとする。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。
- (3) 参加申請書等の提出後の修正等は認めない。ただし、明らかな誤りと本市との調整に基づく変更又は修正についてはこの限りではない。
- (4) 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、書面（任意様式）で届け出ること。なお、参加の辞退には何ら不利益は伴わない。
- (5) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (6) 参加資格要件を満たさない者又は契約を締結するまでの間に、本要領「4 参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (7) 次のいずれかに該当した者については、辞退と見なす。
 - ① 提案書を提出期限までに提出しなかった者
 - ② 委員会によるプレゼンテーション審査に理由なく欠席又は遅刻した者
- (8) 本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに参加申請書等の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 参加申請書等は返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。
- (10) 参加申請書等は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選考に係る情報公開請求があった場合は、参加申請書等を公開する場合がある。
- (11) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負う。
- (12) 本プロポーザル参加者は1つの提案しか行うことができない。
- (13) 提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について、資料の提出を求めることがある。
- (14) 提案者が一者でも、受託候補者の審査を行う。ただし、別添「館山市移住相談業務委託提案評価方式」に定める、内容点（70点）について、42点以上を獲得した場合に限る。
- (15) 実施要領等の交付に関する事項
実施要領等は、館山市ホームページよりダウンロードすること。
ホーム > しごと・産業情報 > 入札・契約 > 入札・契約について > 公募型プロポーザルの予定・結果